告示

○国家公安委員会
六　国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則　二五　143　二元
七　国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則　三〇　146　一六三
○公安審査委員会
一　公安審査委員会審査規則の一部を改正する規則　三〇　146　一六六
二　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則の一部を改正する規則　三〇　146　一六六
○内閣府
七五　内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する件　一七　一
七六　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件　一八　138　四〇
七七　沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件の一部を改正する件　二二　140　一
七八　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件　二五　143　一三
七九　関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等の全部を改正する件　二五　143　一三
○内閣府、総務省
三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件　二五　143　一三
○内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
二　生産性向上特別措置法第二十九条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準を廃止する告示　一六　特48　七六
三　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する件　一六　特48　七六
四　技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する件　一六　特48　七八
○内閣府、財務省
一二　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　一六　135　六八
一三　沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件　三〇　146　一六六
○公正取引委員会、消費者庁
一　ドレッシング類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　四　二
二　ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二九　145　二
三　発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　三〇　二
○国家公安委員会
一〇　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を定める件の一部を改正する件　二　122　二五三
一一　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　四　三
一二　普通自転車の型式認定番号を指定した件　四　三
一四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人鳥取県暴力追放センターから代表者変更の届出があった件　七　二
一五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人宮崎県暴力追放センターから代表者変更の届出があった件　七　二
一六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議から代表者変更の届出があった件　七　二
一七　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件　一〇　一
一八　国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件の一部を改正する件　一六　135　六八
一九　交通の方法に関する教則の一部を改正する件　一八　138　四一
二〇　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　一八　特52　一
二一　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示　二三　二